

2 労働災害

精神障がいへの支給決定件数が2年続けて過去最多に——厚労省調べ

厚生労働省は6月23日、2020年度「過労死等の労災補償状況」を公表した。「精神障害」の請求件数は2,051件、支給決定件数は608件。「精神障害」の支給決定件数は、2年連続で過去最多を更新した。

厚労省は2002年から、過重な仕事の原因で発症した「脳・心臓疾患」や、仕事による強いストレスにより発病した「精神障害」の状況について、「労災請求件数」や、「業務上疾病」と認定し労災保険給付を決定した「支給決定件数」などを年1回取りまとめている。

精神障がいの請求が高止まり

「精神障害」に関する事案の労災補償状況をみると、請求件数は前年度比9件減少の2,051件となった。支給決定件数は前年度比99件増加の608件、うち未遂を含む自殺の件数は81件となっている。当該年度内に「業務上」または「業務外」の決定を行った件数は1,906件。そのうち、「業務上」と認定した支給決定件数は608件で、決定件数に占める支給決定件数の割合である「認定率」は31.9%となった。「精神障害」の請求件数は7年ぶりに減少したが依然、高止まり状態。支給決定件数は2年連続過去最多となった。

男女別にみると、男性の請求件数は1,052件（前年度1,108件）で、支給決定件数では352件（同330件）となった。一方、女性の請求件数は999件（同952件）、支給決定件数は256件（同179件）と、どちらも増加している。

業種別でみると、請求件数は「医療、福祉」が488件で最も多く、次いで「製

造業」で326件、「卸売業、小売業」で282件の順で多い。支給決定件数では「医療、福祉」が148件で最も多く、次いで「製造業」で100件、「運輸業、郵便業」と「卸売業、小売業」がともに63件などとなっている。

職種別にみると、請求件数は「専門的・技術的職業従事者」（523件）、「事務従事者」（444件）、「サービス職業従事者」（284件）の順で多く、支給決定件数は「専門的・技術的職業従事者」（173件）、「サービス職業従事者」（91件）、「事務従事者」（83件）の順に多くなっている。

年齢別でみた支給決定件数は「40～49歳」（174件）、「30～39歳」（169件）、「20～29歳」（132件）の順に多い。時間外労働時間別（1カ月平均）でみた支給決定件数は、「20時間未満」（68件）が最も多く、「100時間以上～120時間未満」（56件）が次いで多かった。

また、出来事別にみると、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」（99件）が最も多く、次いで「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」（83件）、「同僚等から、暴行又は（ひどい）いじめ・嫌がらせを受けた」（71件）の順となっている。

また「精神障害」では、新型コロナウイルス感染症に関連する申し立てもあり、支給決定件数は7件となった。事例としては、感染したことによる嫌がらせなどがあげられる。

脳・心臓疾患の請求は減少

「脳・心臓疾患」に関する事案の労

災補償状況をみると、請求件数は784件で、前年度比152件の減少となった。支給決定件数は194件で前年度比22件の減少となり、うち死亡件数は67件。認定率は29.2%となった。

前年に比べて請求件数が減少傾向にあることについて、厚労省担当者は、「働き方改革やコロナ禍でのテレワークの普及により長時間労働が減っているからではないか」としている。

業種別にみると、請求件数、支給決定件数ともに、「運輸業、郵便業」（158件、58件）が最も多く、次いで「卸売業、小売業」（111件、38件）、「建設業」（108件、27件）となっている。

職種別にみると、請求件数、支給決定件数ともに、「輸送・機械運転従事者」（148件、60件）が最も多く、次いで「専門的・技術的職業従事者」（112件、27件）などとなっている。

年齢別でみた支給決定件数は「50～59歳」（65件）、「40～49歳」（64件）、「60歳以上」（44件）の順に多い。

時間外労働時間別（1カ月または2～6カ月における1カ月平均）支給決定件数は、「評価期間1カ月」では「100時間以上～120時間未満」（27件）が最も多く、「評価期間2～6カ月における1カ月平均」では「80時間以上～100時間未満」（75件）が最も多い。

裁量労働制対象者に関する「脳・心臓疾患」の支給決定件数は1件（前年度2件）で、認定率は16.7%（同66.7%）。「精神障害」の支給決定件数は6件（同7件）で、認定率は26.1%（同29.2%）。どちらの支給決定件数も専門業務型裁量労働制を対象とするものだった。（調査部）